

令和5年度 事業方針大綱

愛知県土地家屋調査士会

会長 梅村 守

所有者不明土地問題に端を発した民法・不動産登記法の一部改正、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が令和5年4月から順次に施行されています。相続登記の申請義務化まで一年、登記名義人の住所変更登記の申請の義務化施行予定まで3年と迫っています。私たち土地家屋調査士は、この分野の専門資格者として国民生活に大きな影響を及ぼすこれらの法改正について引き続き正しく伝えていく責務があります。

また、3年を超えるコロナ禍の影響は、人と人との接触が制限され、オンラインにより、効率的に研修や会議等ができることがわかった副産物もあった反面、対面での交流でしか得られない意思の疎通があり、それが制限されていたことの影響は計り知れないものがあります。収束が見えてきた今日、こうしたコロナ禍の影響を克服することも事業の主眼とし、土地家屋調査士の使命である不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての能力の向上を図ること、そして本会の目的である会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るための会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを基本的な考えの土台として以下に主な事業の方向性を示します。

1 土地家屋調査士の知名度・認知度の向上

土地家屋調査士制度にとって最も深刻な課題は、受験者数の減少とそれに伴う会員数の減少の問題です。受験者数の減少は、業界全体の質の低下に繋がります。また、会員数の減少は、仕事の担い手が不足することとなり、他の業種にその職を委ねざるをえないという国の判断に繋がってしまいます。そのためにも土地家屋調査士の知名度・認知度を向上させることが最重要課題です。土地家屋調査士の名前を広く知ってもらうことはもちろんですが、受験者数及び調査士登録者数を増加させることに主眼をおいた広報を行っていきます。また、社会貢献事業を始めとしたあらゆる事業を通して認知度の向上を図ります。

2 業務領域拡大の推進

土地家屋調査士が筆界を明らかにした上で、その筆界にまつわるあらゆる境界の問題を迅速に解決するまでの業務に拡げていくことを始め、あらゆる方面において業務の拡大の可能性を探っていきます。

3 研修の強化

ここ数年の研修参加者が、1,000 人を超える会員数にもかかわらず、200 名余りと全体の 30%にも満たない状況が続いています。研修を受けなくても業務がそれなりにできてしまうという過信から、苦情や綱紀事件に発展していくことで、調査士の信頼を落とすようなことになっては、制度の存続に重大な危機となります。調査士の信頼を失うことのないよう初心に帰り、研修の充実と参加率の向上を図ります。

4 支部の活性化

支部と会員間の顔の見える関係性を高め、帰属意識の向上に努めます。

5 本会、公嘱協会、政治連盟の三者の協力推進

三者が更なる連携の強化、業務に関する情報共有に努め、共同での事業の実施を目指します。

6 あいち境界問題相談センターの強化

会員のセンターに対する意識の向上を図るとともに、一般市民にもセンターの利用をアピールしていきます。

7 事務局の強化

会員が、より利用しやすい事務局となるよう、改善を継続していきます。

総務部

令和5年度事業計画

様々な感染症や自然災害に対して順応できる組織の構築を図るため、現行の事務機能を正しく評価し、令和4年度に引き続き先進的な技術やサービスを積極的に取り入れ、持続可能な組織体制を構築していきます。組織改革後の組織体制について、改善及び修正を行います。

昨今増加傾向にある相談及び苦情について、相談等対応委員会を活用し迅速な対応を維持していきます。

コロナ禍による情報収集及び意見交換が困難な状況は改善されつつありますが、法務局、連合会、中部ブロック協議会、他会及び隣接団体等からの情報を積極的に収集し、発信においてはWEBを活用することにより、会員が品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務が行えるよう、各部・各支部との連携を強化し、迅速性・正確性・利便性の向上を目指していきます。

1 事務局の強化

- (1) 令和4年度再構築した事務局内のシステムを熟成させ、継続して事務の合理化・適正化を推進する。
- (2) 事務局職員の育成のため、研修及び研鑽を支援し、コミュニケーション能力の向上と、意識改革を図る。
- (3) 公嘱協会をはじめ他会等の事務局との交流を深め、情報交換を実施する。

2 組織の運営と管理

- (1) 組織改革後の本会の企画立案・意思決定・執行機関の具体的運営方法について検討し実施する。
- (2) 無駄のない会務運営ができるよう、各部及び各支部等と連携し検討する。
- (3) 規則及び規程を補う会務マニュアルの見直しを行う。
- (4) 財務部と協力し、会員の減少を見据えた対応策を検討する。
- (5) 会員への業務関連情報の伝達方法の手段として、電子メール、e投票システム等のWEBを活用し、迅速性と効率性を高めたオンライン環境の検討を継続する。
- (6) 文書を整理し、文書管理を徹底する。
- (7) 災害時等における連絡体制など実践を想定した活動指針を社会事業部と協議し、支援する。
- (8) WEB技術等を活用し、柔軟性を備えた会議や研修の定着のため、具体的な環境整備について検討し実施する。

3 相談及び苦情処理体制

相談室において、来会者及び電話相談者に迅速に対応し、また、会員及び市民からの相談等に対応する。

4 委員会の活動

- (1) 「事務局運営委員会」を開催し、会員が利用しやすい事務局とするため、会員情報シ

ステム及び事務局職員の労働環境を改善する。

- (2) 「規則整備委員会」を必要に応じて開催する。
- (3) 「相談等対応委員会」として、苦情処理に対応する。

5 法調事務打合せ会

本会及び会員の事務手続が円滑に行われるよう、必要に応じて法務局と協議する。

6 隣接団体等との意見交換

公嘱協会、政治連盟その他関連団体と意見交換を行う。

7 他会との連携

中部ブロック協議会（愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山）定時総会を当番会として開催する。

葉月の会（愛知・札幌・宮城・神奈川・大阪・高知・福岡）、愛知・東京・大阪三會會長會議等の協議会、東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡）の単位会協議会に参加し、意見、情報交換を行う。

8 法務局及び支部主催の相談会並びに土地家屋調査士法施行規則第39条の2に基づく実態調査の協力

一般市民を対象とした法務局及び支部主催の相談会並びに調査士法に基づく命令の規定に違反する事実の有無についての実態調査に協力する。

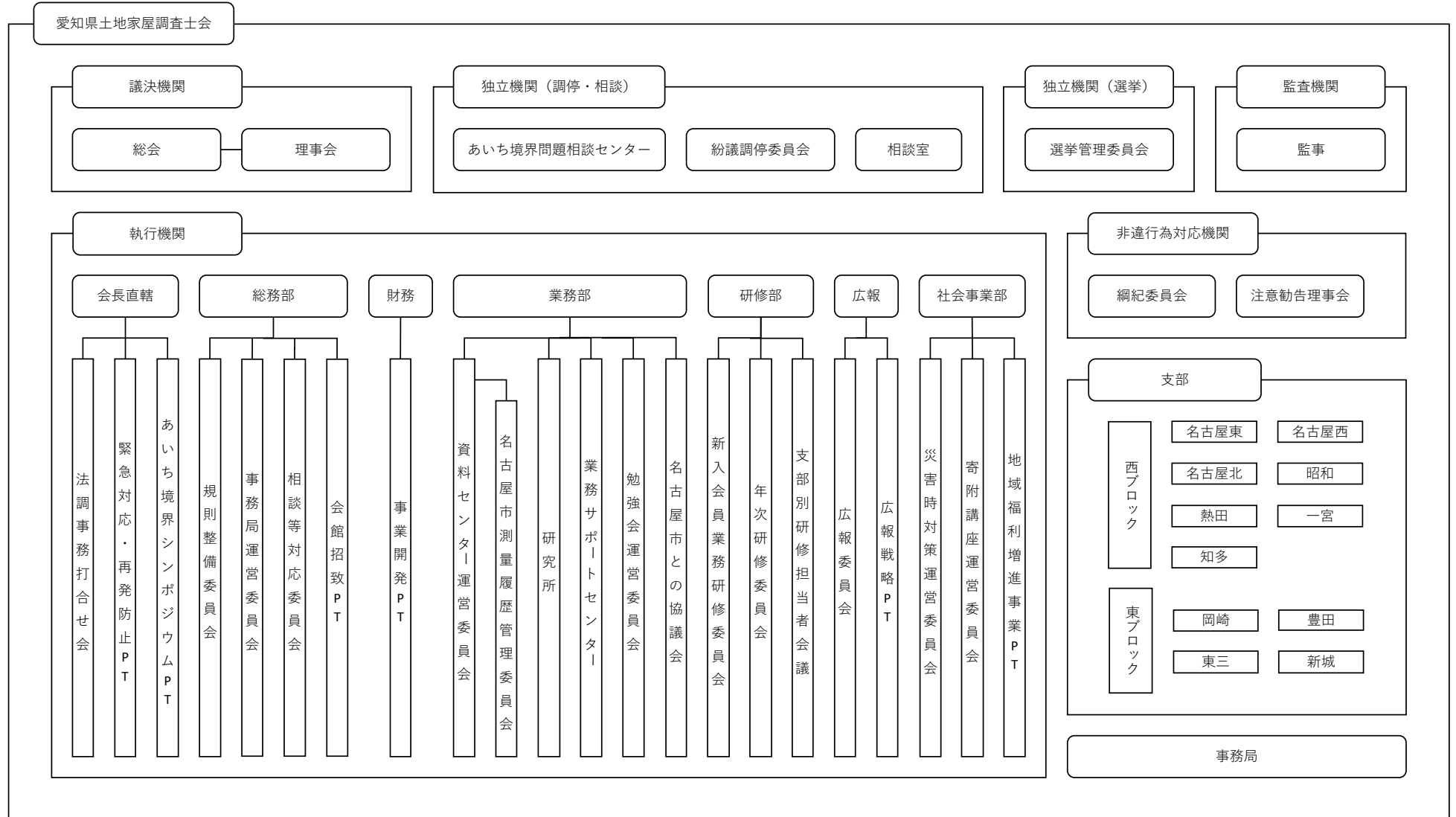
9 調査士会館の整備

- (1) 会館修繕計画作成會議報告書に基づき、空調設備の入れ替えを実施する。
- (2) 会館セキュリティ及び疫病の感染症対策を検討し、実施する。
- (3) 将来の会館修繕に備える。
- (4) サイバーセキュリティの強化に努め、通信機器の管理をする。
- (5) 公嘱協会事務局の会館への招致を見据えて、協議実施に備える。

10 その他

連合会、中部ブロック協議会からの情報伝達に努める。
支部長會議に参加し、支部の運営に協力する。

令和5年度 愛知県土地家屋調査士会組織図



財 務 部

令和5年度事業計画

事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進めていきます。また、将来に向け安定した会務運営が執行できるよう、継続して支出の削減を検討していきます。

財務部として、コロナ禍でも積極的な事業展開を効率的に行えるように必要な改革を実行していきます。

支部会計、特に所得税源泉徴収事務について支部との連携を図り、本会からのサポートを強化します。

(経理関係)

1 総務部との連携による財政及び組織全般の検討

- (1) 財政基盤の健全化を図り、組織の形態について検討する。
- (2) 支部の会計について、支部と継続的に協議を行う。

2 収支及び資産状況の把握と管理

- (1) 毎月の細小科目別の収支管理を行い、各部へ執行管理情報を提供する。
- (2) 戸籍等職務上請求書の在庫及び販売を管理する。
- (3) 監査会を実施する(年2回)。
- (4) 顧問公認会計士と協議をする。
- (5) ホームページ上に財務諸表を公開する。

3 会計規程の厳守

会計規程を遵守し、支出の節約を促して適正な執行を図る。

4 会費納入の管理

- (1) 会費に関して必要な規則等を整備し、会員への周知徹底を図る。
- (2) 適正な会費納入を促すとともに、未納会員への調査を実施する。
- (3) 会費徴収管理調書に基づき入金情報管理の徹底を図る。
- (4) 会費徴収に関する事務処理の効率化を図る。

5 大規模災害への備え

- (1) 災害対策マニュアルに従い、非常時用物資を必要に応じ確保する。
- (2) 連合会による「大規模災害共済基金」を行うとともに、本会として災害時における派遣要請に対する所得補償等を見据え大規模災害対策積立預金を実施する。

(福利厚生関係)

6 各種同好会・親睦事業への助成協力

支部対抗ソフトボール大会等への助成の検討・助言を行う。

7 福利厚生

- (1) 会員へ健康診断を奨励し、助成金を支出する。
- (2) 慶弔、祝い金を支給する。
- (3) 突発災害の被害者への即時対応を図り、見舞金を支給する。
- (4) 事務局職員の健康診断を徹底する。

8 保険・年金への加入促進

- (1) 損害賠償保険、傷害保険の加入促進のため、一般社団法人調査士愛知協働会が推奨する各種保険の取扱いを支援する。
- (2) 全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入を促進する。

業 務 部

令和 5 年度事業計画

令和 4 年度は、法務省から「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて」の通達が発出され、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が定められました。また、連合会から「土地家屋調査士業務取扱要領」を補足する各種マニュアルが発行される等、我々の日常業務に係る情報が多く発信されました。

令和 5 年度は、「民法等の一部を改正する法律」が施行されます。

これらの情報をいち早く収集し、土地家屋調査士業務への影響があるかどうか、あらゆる方向で想定しながら、常に考えていきます。

また、筆界のみでなく特に事業大綱方針に沿うように、筆界にまつわるあらゆる境界の問題を、現場において迅速に解決するまでの業務に拡げていくための手法を模索しながら、より実務に即した情報を会員に伝達していきます。

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

- (1) 「土地家屋調査士業務取扱要領」に関する事項の指導・連絡を行う。
- (2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項の指導・連絡を行う。
- (3) 調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行う。

2 各種委員会等への協力

- (1) 資料センター運営委員会への協力を行い、連携を図ることで会員の利便性につなげる。
- (2) 研究所への協力を行い、連携を図る。

3 筆界特定制度への対応

筆界調査委員等の研修を企画し、運営に当たる。

4 業務サポートセンター

土地に関する調査・測量業務、及び登記申請業務についての相談に応じることを通して、会員の適正な業務の推進を図るとともに、あいち境界問題相談センターの活用にもつなげる。

5 その他

- (1) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (2) 名古屋市内の測量履歴の収集及び開示を行う。
- (3) 勉強会等を企画し、会員間で交流できる場所を作り、人材育成につなげる。

本来の目的である、資料センターの充実及び利用を促進することに主眼をおき、資料の収集・整備・保管・開示を行い、境界情報のさらなる有効活用につなげていきたいと考えます。

WEB 資料センターでは、電子化の特徴を活かした利便性の向上と効率化を図ります。併せて適宜メンテナンスを行い永続的に安定した境界情報の提供ができるよう改善していきます。

一方、保管する図書の重要性についても考慮し、WEB 資料センターとは別の保管方法を検討することにより、資料センターの重要な役割である安全に保管することにも傾注し、頻発する自然災害などの有事に耐える強固な資料センターを目指します。

また、WEB 資料センターのシステムは、まだ改修が続いていますが系統的に安定するだけでなく、事務処理を簡略化するなど生産性の向上も意識した運営を行っていきます。

1 基本事業の遂行

- (1) 資料センター運営委員会規則第6条に基づく資料の収集、保管、登録及び開示活動を行う。
- (2) WEB 資料センターで SIMA ファイルの登録に向け、検討する。
- (3) コロナウイルス感染症予防の観点から、積極的な収集を控えていた官報公告に関する資料の収集を再開する。
- (4) 有事を想定した資料の保管方法について検討する。

2 資料センターの利用拡大

- (1) 新入会員研修等の機会を活用し、業務遂行に資料センターの活用を啓発する。
- (2) 会務通信を活用し、資料センターの登録及び利用を啓発する。
- (3) 会員が保有する測量資料等を提供する際に、資料センターへの登録を円滑にするため、会員へ提案する保管方法を検討する。

3 更新及び整備

- (1) 広報部と連携しホームページ掲載情報の更新を図る。
- (2) WEB 資料センターのシステムについて、改修及び整備をする。
- (3) 請求書のメール発行など、利便性の向上及び事務処理の簡略化を検討する。

研 究 所

令和5年度事業計画

地球環境は気候変動、エネルギー問題、食糧、水等々すべてにおいて危機的状況にあり、さらにここ数年のコロナ禍やウクライナ戦争の渦中であって社会情勢は益々緊張感を高め不安定化しています。

しかし、今私たちが向かうべき道は真の平和と地球の持続可能な環境の構築しかありません。その上にこそ誠の平和と安心安全が約束されるように思います。

そのためには、もっともらしいその場しのぎの表面的な言葉に左右されることなく、何事においてもその先の起こりうることを想像しながら真実を探求する姿勢が重要で、より深く考える習慣を身につける必要があります。

さて、当研究所においてもそれぞれの研究部門において「真実の探求」と「より深い洞察」は不可欠です。

そこで、令和5年度はこれまでの4つのテーマ 1. 過去（土地家屋調査士のこれまでの業務） 2. 現在（土地家屋調査士の今の環境） 3. 近未来（これからの役割と立ち位置） 4. 持続可能な未来（将来の土地制度と境界） を基本に置きながらも、より深い洞察のもとさらなる研究の幅を広げるもの（継続）と、新たな研究課題（新規）と2つの目的に分けて挑戦したいと思っています。

特に新たな研究課題としては、会員すべての「業務に対する意識と知識の高度平準化」を目指した研修の構築が最重要課題ではないかと考えます。

また、新たな研究テーマを持った研究員の募集も考えています。

1 研究の幅を広げるもの（継続として）

- (1) 誤差と一点一成果、そして会員への伝達と実務での取扱いの方法（技術系）
- (2) 筆界と所有権界にまつわる境界判断と法律判断（法律系）
- (3) 会員間における境界判断の共通認識の基礎的統一
- (4) 研究所成果の書籍化

2 新たな研究（新規として）

- (1) 会員研修の統一的プログラムと研修教材の作成
- (2) 一般公募による新たな研究

研 修 部

令和 5 年度事業計画

コロナ期によって変化した社会環境にあわせ、集合型の研修と WEB を用いた研修とを併用し、会員への研修の受講機会を増やします。また、研修内容を見直し魅力ある研修を充実させるとともに倫理研修、調査士としての品位や知識を向上させる研修を重点的に取り入れていきます。集合型研修を実施する場合には、感染症対策を万全にして、会員の健康を第一に考慮した方法により実施するように努めます。

令和 2 年度にスタートした 5 年毎に会員に受講を義務付ける「年次研修」については、連合会の定める義務研修となったため、指針に基づいて継続して実施してまいります。令和 5 年度も引き続き、全会員の倫理観と資質、研修意欲と帰属意識の向上も目指します。

1 研修内容

- (1) 土地家屋調査士業務（付随業務含む）
- (2) 土地家屋調査士倫理
- (3) 土地家屋調査士法第 25 条第 2 項
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会伝達研修
- (5) 基準点及び基本三角点等を利用した測量
- (6) 民法
- (7) 鑑定講座
- (8) その他

以上を主な内容とする。

研修内容により定例研修又は特別研修として開催し、一部有料で行う。

2 定例研修

令和 5 年度は、年 4 回程度を計画・開催し、できる限り補助者の参加できる機会を設ける。また、感染症の拡大が落ち着いた平常時においても、WEB を利用した研修を実施し、会員への受講機会を増やす。

3 新入会員業務研修

新入会員業務研修委員会が策定したカリキュラム（現場での立会業務を柱とした内容）に基づき、おおむね入会后 1 年以内の会員を対象に開催する。

研修部は委員会の運営の補助をし、研修当日はスタッフ及び講師として参加する。

感染症拡大の状況でも、会員が安心して受講できるように、中部ブロック協議会と協力して WEB 等を利用した独自の研修体制を検討する。

4 年次研修

令和 3 年度から義務研修に位置付けられ、年次研修委員会が策定したカリキュラム（職業倫理、職務上請求用紙の利用について、会則等）に基づき、連合会の指針に沿って実施する。

5 入会時研修

新入会員の入会時研修を適宜実施する。研修部員全員が担当できる体制を作る。

6 支部別研修担当者会議

各支部の令和4年度の研修活動報告を行い、本会と支部の研修内容、時期が重複することを避け、令和5年度の支部研修会の参考とする。また、支部に伝達するための本会提案の研修会（支部委託研修会等）があれば協議する。

7 特別研修

受講希望会員を対象に、調査士業務ないし関連業務についての専門的知識、技能等を修得するため必要に応じて特別研修を開催する。

8 研修単位の管理および本会独自の単位公開検討

ICチップ内蔵の会員証による出席者の把握ができるようになったため、より正確な研修単位の管理をおこなう。また、本会独自の単位公開についてはCPDの導入を前提とするものではなく継続協議する。なお、単位公開については各会員に対して公開の意思確認をし、適正な制度を検討する。

9 その他

- (1) 本会と支部の連携の充実及び支部研修への協力
- (2) 調査士特別研修（ADR認定調査士）への協力
- (3) 支部、各部、公嘱協会、政治連盟との協力体制による研修・シンポジウムの検討
- (4) 不動産関連業界研修会への協力
- (5) 研修制度の見直し及び検討（倫理研修、本会専属学識経験者による研修、WEB研修等）
- (6) 連合会、他会、他業種が行う研修について情報収集
- (7) 新入会員を対象とした測量実務研修に関する検討
- (8) 補助者研修の検討

広 報 部

令和5年度事業計画

隣接士業の中で唯一、我々調査士の会員数が右肩下がりで減り続けています。

広報部は、調査士の職業的魅力を伝えることで、一人でも多くの若者に調査士に興味を持ってもらい、資格取得を目指し、実際に調査士として活躍していただくための仕掛けづくり、広報活動に力を入れていきます。

調査士の登録者数を増やすために、どのように発信し、何を伝えていくのが効果的なのか、広報・マーケティングについては素人集団である我々の大きな課題です。広報部では、「伝える力」を向上させるべく、令和4年度に開始したコンサルタントによる「広報戦略会議」での学びを継続し、長期的視点に立って、調査士の知名度・認知度の向上を目指し、調査士試験受験者、調査士登録者数を増やしていくための活動に取り組んでいきます。

1 広報スキルの習得・蓄積

- (1) 広報の主目的を制度広報から喫緊の課題である調査士登録者増につなげる広報に切り替えるため、目的遂行に向けた広報戦略を構築する。
- (2) 主に広報戦略会議でノウハウを学び、動画等のコンテンツを作成し、市場テストを繰り返す。調査士広報に適したスキルを習得・蓄積し、次代へ継承することで効果的な広報を長期的に継続できる体制づくりを目指す。
- (3) 上記を達成するための適切な組織を整える。

2 情報発信

- (1) SNSを活用し、調査士試験受験者、調査士登録者数増加に資する広報を実施する。
- (2) 会館壁面の懸垂幕の有効活用
- (3) 広報グッズの考案及び作成
- (4) 広報誌「地図読み人」の発刊

3 シンポジウムの開催

各部と連携してシンポジウムを開催する。

4 情報伝達

- (1) 「会務通信」の発信において、法務局・連合会からの情報、理事会等の活動報告を迅速・確実に伝達する。
- (2) 各種発行紙の電子化を継続して実施する。
- (3) 「本会ホームページ」の内容充実及び迅速な情報更新に努める。

5 行事・イベントへの援助、開催

法務局、公嘱協会、名古屋自由業団体連絡協議会等との協力体制を維持、発展させ、下記の各種行事の開催を援助する。受験者、登録者数増加に寄与するイベントの開催を目指す。

- (1) 「自由業フレッシュマンフォーラム10'」

- (2) 「自由業中堅フォーラム10'」
- (3) 「自由業大学生のための資格業ガイダンス」
- (4) 「自由業生活お困りごと無料相談会」
- (5) 「全国一斉不動産表示登記無料相談会」
- (6) 専門学校等での講演等
- (7) 「きょうかい君・あいちゃん」の有効活用

6 その他

- (1) 連合会、中部ブロック協議会と情報を共有し、的確な広報活動を実施する。
- (2) 広報委員会の広報活動の充実を図る。
- (3) 補助者同士が交流できる場を考案し、実施に向けて検討する。

社会事業部

令和5年度事業計画

土地家屋調査士は、測量技術と法律知識、そして高度な職業倫理を持つ国家資格者です。私たちの職能を社会に積極的に発揮したとき、調査士制度の発展と社会貢献につながると考えます。

会員減少問題については、多くの学生にその魅力を伝え、資格受験へとつながる寄附講座の開講を行います。

今日においては、所有者不明土地問題・空き家問題が顕在化し、それに伴って民法改正による不在者財産管理制度の改正、相続土地国庫帰属制度の制定、国土交通省における地域福利増進事業が推し進められています。現在では、社会課題として「不動産の管理」をすることが求められています。

よって、この社会課題に対し積極的に調査士としてかかわっていくことが社会貢献であり、国民の期待に応えることであります。高度な職業倫理を持ち土地家屋調査士の法律職としての職務を行えるように企画・検討していきます。

1 土地家屋調査士業務に関する指導・連絡等

土地家屋調査士の附帯関連業務に関する調査・研究を行い、対外的な制度広報につなげる。

2 所有者不明土地問題への取り組み

- (1) 国土交通省による地域福利増進事業を活用し、所有者不明土地の有効利用に向けた取り組みを行う。
- (2) 中部地区土地政策推進連携協議会に参画し、情報収集に努める。

3 寄附講座の開講

- (1) 寄附講座運営委員会と連携して、名城大学での寄附講座を実施する。
- (2) 中部ブロック協議会の事業として寄附講座へ協力する。
- (3) 他大学等での新規開講や出前講座を目指す。
- (4) 令和6年度以降の講師の養成を図る。

4 委員会等への支援

「あいち境界問題相談センター運営委員会」、「災害時対策運営委員会」等の支援を行う。

5 その他

- (1) 狭あい道路の解消に向けての提言を行う。
- (2) 官公署との円滑な関係を維持するため、連携を図る。
- (3) 筆界特定制度と調査士会 ADR との連携を図る。
- (4) ADR 認定調査士制度の活用について検討する。
- (5) 空家等対策に関する取り組みについて、情報交換等を行う。
- (6) 総務部と連携して被害家屋認定士養成に関して支援を行う。

- (7) 「インターンシップ」の実施
土地家屋調査士事務所でインターンシップを検討している学生への積極的なアピールを行う。
- (8) 民法の一部改正に伴い創設される財産管理人制度について、土地家屋調査士が担い手となるための啓発活動を行う。
- (9) 相続土地国庫帰属法について、情報収集を行う。
- (10) 他会のシンポジウムに積極的に協力する。

あいち境界問題相談センター運営委員会

令和5年度事業計画

あいち境界問題相談センター（以下「センター」という。）は、平成14年10月に、全国初のADR機関（裁判外紛争解決手続機関）として設立され、その後、平成23年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣の認証を受け、現在に至っています。

令和4年度も、無料減額キャンペーン後に改正したADR費用規程によりセンターが運営され、相応なる申立件数が得られました。しかし、まだまだセンターの利用が十分にされているとは言い難い現状を顧み、更なる申立件数の増加を目指して、運営に努めて参ります。令和5年度は、会員を中心とした利用促進を図り、その上で一般市民等にもセンターの利用促進を図るべく広報活動を強化し、国民に信頼される機関となることを目指して参ります。

1 制度広報の充実

- (1) 広報部と連携し、会務通信センターニュース、フェイスブックの改善を継続する。
- (2) 会員に制度の理解を深めるための研修等を行う。
- (3) 各機関との連携において、無料相談会等に参加し、広報を行う
- (4) 官公署、他士業団体、他のADR機関等へパンフレット等を利用した広報活動を行う。

2 他のADR機関及び他士業団体機関等との連携

- (1) 愛知県弁護士会との意見交換会及び研修会により連携を強化する。紛争解決センターとの連携を模索する。
- (2) 法務局筆界特定室との連携に努める。
- (3) 連合会及び他会の境界問題相談センターとの情報交換に努める。
- (4) 日本司法支援センター（法テラス）との連携に努める。
- (5) 上記以外のADR機関等との連携を検討する。

3 担当者及び認定土地家屋調査士等の研修

センター規則に定める調停人候補者、調査員候補者、鑑定等実施員候補者及び運営委員並びに認定土地家屋調査士等を対象にした研修を実施し、人材育成と会員の資質向上に努める。

4 ADR法認証機関としての規則、運営の整備・検討

- (1) ADR法認証機関としての規則、運営上の問題点の整備に努める。
- (2) 裁判のIT化に伴い、紛争をインターネット上で解決する仕組みODR(Online Dispute Resolution)を研究し、実務に即した運営方法を検討する。

5 センターの利用促進

- (1) 申立て及び成立費用の減額並びに相手方の調停期日費用無料等、利用しやすくなったADR費用規程の内容をPRすることにより、利用を促進する。
- (2) 企画部（業務部）と連携し、業務サポートセンター等を経由した案件に対応する。

- (3) 相談窓口の充実、各担当者の連携を強化する。
- (4) 応諾率の向上に努める。